

徳島県告示第百六十八号

昭和三十四年徳島県告示第五百四十六号（建築主事の確認を受けなければならない建築物の区域の指定）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月二十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

「基き」を「基づき」に改め、「において建築主事」の下に「（建築副主事が置かれて
いる場合であつて、当該建築物が建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第三条第一項
各号に掲げる建築物以外の建築物であるときは、建築主事又は建築副主事）」を加える。